

乳がん検診を受けましょう！

日本人女性の乳がん発症率は年々上昇してきています。特に40～50歳代の女性に多く見られ、40歳代については、この20年間に2倍に増加しています。乳がんを早期に発見し、治療に結びつけるためには、毎月1回の自己検診と定期的な視触診、マンモグラフィー検診(乳房X線撮影)を合わせた検診が必要です。

実施日 6月12日～11月中旬(月・水・金・土)

検診場所 都留市立病院

受付 受け付け時間は、曜日によって異なります。

○月曜日 午後3時30分～4時 ○水、金曜日 午後0時30分～1時 ○土曜日 午前11時15分～11時30分

対象 30歳以上の市内在住の女性(妊娠中・授乳中は除く)

申込・問合せ先 いきいきプラザ都留内 健康推進課 保健・予防担当まで電話でお申し込みください。

※6月と10月に実施する健診の会場でも申し込みができますが、お早めにお申し込みください。

※6月9日(火)～23日(火)、10月14日(水)～19日(月)の健診期間中は、午後2時からの受け付けとなります。(土・日曜日は除きます)

年 齢	検 診 内 容	自己負担金
40～49歳までの方 (昭和35年4月1日～昭和45年3月31日までに生れた方)	問診・視診・触診・マンモグラフィー検診 (乳房X線撮影検査二方向撮影)	1,600円
70歳以上の方(昭和15年3月31日以前に生れた方)	問診・視診・触診・マンモグラフィー検診 (乳房X線撮影検査一方向撮影)	650円
その他の年齢の方		1,300円

※マンモグラフィー検診
乳房を片方ずつ、乳房専用のレントゲンで撮影する検査です。手に触れない小さいしこりまで発見することができます。一般的には一方向(縦)の撮影です。※40歳代の方については、縦と横の二方向から撮影します。
○マンモグラフィー検診は圧迫の際に軽い痛みを伴いますので、乳房の張りの少ない生理後に受けてください。
○妊娠の可能性のある方はマンモグラフィー検診ができません。
○40歳代以外の方の二方向撮影はこの検診では受けられません。

福祉課から各種手当のお知らせ

☆児童扶養手当

父親と生計を同じくしていない母または、母に代わる養育者に対して、支給されます。

支給条件

次の条件のいずれかに該当する場合

- 父母が婚姻を解消した。
- 父が死亡した。
- 父が一定の障害状態にある。
- 父の生死が明らかでない。
- 父から引き続き1年以上遺棄されている。
- 父が1年以上拘禁されている。
- 未婚の母の子
- 棄児

※公的年金(老齢福祉年金を除きます)を受けることができる場合などは、手当てが支給されないこともあります。

申請・問合せ先

いきいきプラザ都留内 福祉課
子育て支援担当 ☎(46) 51112

☆ひとり親家庭医療費助成

支給条件

次の条件のいずれかに該当する方

- ひとり親家庭の親と子ども
- 父母のいない子ども

※子どもとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにいる方のことです。

申請・問合せ先

いきいきプラザ都留内 福祉課
子育て支援担当 ☎(46) 51112

※各種手当には、所得制限があります。
※受給者は、毎年8月に所得状況届の提出が必要になります。

☆特別児童扶養手当

在宅の心身障害児(20歳未満)で、次の障害程度を有する児童を養育している方に支給されます。

支給条件

- 1級 身体障害者手帳1、2級
療養手帳A程度
- 2級 身体障害者手帳3・4級
療養手帳B-1程度

※同程度以上の精神障害のある児童にも手当てが支給されます。

申請・問合せ先

いきいきプラザ都留内 福祉課
障害者支援担当 ☎(46) 51112

☆特別障害者手当など

障害児福祉手当

身体または知的・精神が重度で継続する障害があるため、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満の方で、特別児童扶養手当1級程度の障害と認められている方に支給されます。

特別障害者手当

身体または知的・精神が重度で継続する障害があるため、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の方で、国民年金法の1級程度の障害が重複されていると認められる方に支給されます。

申請・問合せ先

いきいきプラザ都留内 福祉課
障害者支援担当 ☎(46) 51112